

墨田区の公立学校における特別支援教育の広報に関する陳情(令和4年度13号)の処理結果について

受理年月日／番号 会・(審査年月日) 関 係 部 課	件 名 ・ 内 容 結 論 処 理 経 過 及 び 結 果
令和5年2月14日 / 第13号	〈件名〉 墨田区の公立学校における特別支援教育の広報に関する陳情 〈要旨〉 特別支援教育を受ける児童の保護者が負わなければならない責務とその具体的内容を、特別支援教育のリーフレット及び墨田区ホームページにおいて明示してください。
子ども文教委員会 (令和5年6月28日) (令和5年9月20日) (令和5年12月1日) (令和6年3月13日)	〈結論〉 令和6年3月28日 意見付採択 (意見) 「趣旨に沿うよう努力されたい。」
教育委員会事務局 学務課	〈処理〉 特別支援教育を受ける児童生徒の保護者に御協力いただく内容については、それぞれの状況により様々である。 そのため、一様に具体的内容を明示することはできないが、今年度ホームページに掲載した「就学相談のご案内」には、入学後も御相談や御協力のお願ひがあることを記載し、保護者に御理解いただくとともに、各学校においても、丁寧に説明した上で御協力をいただくよう、周知徹底する。